

「巴川水系河川整備計画（原案）」の修正　【第４回巴川水系流域委員会（平成20年7月25日）の意見による修正】

項目	箇所	対応方針	第４回巴川水系流域委員会	原案の修正（案）	備考
流域の自然環境 （市管理河川とのつながり）	1 ページ 19 行目～追記	委員会での回答を踏まえて修正。 ただし、巴川流域に関わる普通河川数が特定できない（市）ため、約 2000 の普通河川という表現は用いない。	（該当文章なし）	流域の河川は樹枝状を呈しており、準用河川に指定された安東川、 四方沢川や和田川などの9河川をはじめ、普通河川や都市下水路によって 流域の雨水等が支川や支流に集められ、基幹の巴川及び大谷川放水路へ流入している。	
流域の自然環境 （表層地質図と文章）	8 ページ 2, 4 行目修正 図 1-13 追記	委員会での指摘を踏まえ修正。 文中で示すものと、図 1-13 の凡例の表示について、整合を図るよう修正を加える。	流域北側の庵原山地は新第三紀の竜爪層群・静岡層群と呼ばれる海成の砂岩泥岩互層からなる褶曲山地である。南側の有度山は、海成の泥層も挟まれているが、主に安倍川の昔の扇状地レキ層から構成される。	流域北側の山地（庵原山地）は新第三紀の竜爪層群・静岡層群と呼ばれる海成の砂岩泥岩互層からなる褶曲山地である。南側に位置する丘陵（有度山）は、海成の泥層も挟まれているが、主に安倍川の昔の扇状地レキ層から構成される。	図 1－13 表記を追加
流域の自然環境 （植生分布）	8 ページ 20 行目～修正	委員会での指摘を踏まえ修正。 原案で示す「樹林」とは、自然林・人工林（スギ・ヒノキ林）の区別なく、平地部の草本類と対比する意図で使った。 流域の広域的な植生を示すだけでなく、河川整備計画の検討においては、流域の河道内の植生の概要を示すことも必要と考え、「長尾川・・・」以降の文章を作成している。作成するにあたって、「樹林」と「草本類」を並記するのは違和感があるため、河道内の樹林ということがわかるように「河畔林」という言葉を使うとともに、対比する形で「草地」という言葉を使用する。	しかし、実際の流域の植生は、本来の自然植生が、人為によりスギ・ヒノキ植林等の人工林に置き換わっているところが多い。長尾川などの支川上流部には樹林が見られるが、平地部のほとんどは著しく市街化が進んだ土地利用であることから草本類で占められる。	しかし、実際の流域の植生は、本来の自然植生が、人為によりスギ・ヒノキ植林、耕作地等に置き換わっているところが多い。長尾川などの支川上流部の河岸にはケヤキ等の河畔林が見られるが、平地部のほとんどは著しく市街化が進んだ土地利用であることから河岸にはオギ等の草地が多く見られる。	
流域の自然環境 （竜爪山：植物）	16 ページ 11 行目～修正	委員会での指摘を踏まえ修正。 原案の記述は、「しずおか」の自然（杉野孝雄編、静岡新聞社発行（平成元年））を参考にしたが、河川整備計画の策定にあたって、該当する記述が特に河川の整備に直接的に影響がないこと、改めて現地調査等によって確認すべき事項ではないことから、「静岡県植生現況図」に加え、環境省現存植生図を参考に、文章を再検討する。	薬師岳と文珠岳の尾根は、ブナなどの落葉樹、モミなどの針葉樹が混生し、さらにヘビノネコザなどの寒地性のシダも見られる。	文珠岳と薬師岳の尾根には、クリーコナラ群集が分布し、周辺のスギ・ヒノキ・サワラ植林を中心とした植生とは異なる様相を呈している。	
流域の自然環境 （竜爪山：鳥類）	16 ページ 12 行目～追記	委員会での指摘のとおり、文章を追記、再検討。	竜爪山は渡り鳥のコースとなり、・・・	竜爪山は、県下でも有数の渡り鳥の飛行ルートとして知られ、秋には東南アジア等に渡るサシバが数多く見られるなど、鳥類の移動に格好の条件を有し、また、昆虫を含めた動植物の生息・生育環境が見られる一方で、竜爪山南側山麓では、現在、新東名高速道路（仮称）の建設が進められている。	
巴川流域総合治水対策協議会について	38 ページ 2 行目～追記	委員会での指摘のとおり、文章を追記、再検討。	「巴川流域総合治水対策協議会」では、昭和 57 年の発足以来、県・市の関係機関が連携して、河川施設の整備推進に加え、雨水流出抑制施設の機能の保持、森林・農地などの保水・遊水機能の保持、盛土規制、開発に伴う流出増対策など、巴川流域の総合的な治水安全度の向上策に取り組んできた。	河川や都市、農地・森林をはじめとする県・市の関係部局で構成される「巴川流域総合治水対策協議会」では、昭和 57 年の発足以来、河川施設の整備推進に加え、雨水流出抑制施設の機能の保持、森林・農地などの保水・遊水機能の保持、盛土規制、開発に伴う流出増対策など、巴川流域の総合的な治水安全度の向上策に取り組んできた。	
	77 ページ 16 行目～追記		そのため、流域に関わる治水上の課題を的確に認識して、巴川流域総合治水対策協議会の役割を適正に捉え、体制強化や所掌事務の拡大を常に考慮し、関係部局のより一層の連携を図りながら、・・・	そのため、流域に関わる治水上の課題を的確に認識して、県・市の河川、砂防、防災、道路、都市計画、公園、農地・森林などの関係部局により構成される「巴川流域総合治水対策協議会」の役割を適正に捉え、体制強化や所掌事務の拡大を常に考慮し、関係部局のより一層の連携を図りながら、・・・	

項目	箇所	対応方針	第4回巴川水系流域委員会	原案の修正（案）	備考
「流域整備計画」における河道配分量、流域対策量の説明表現	34 ページ 3 行目～修正表 2-2 追記	委員会での指摘を踏まえ修正。 河川整備用語集に追記。	昭和 57 年度に策定された「巴川流域整備計画」は、流域の開発と調整を図った総合的な治水対策で、河川改修、放水路、遊水地の整備促進や雨水貯留浸透施設の設置や適正な土地利用の誘導などによる流域の保水・遊水機能の保持などからなる時間雨量 58mm（概ね 1/5 年超過確率）の降雨に対する安全度の確保を目標に、流域（130m³/s）と河川（670m³/s）の当面の分担量を定めて治水事業を計画的に実施し完了した。 さらに、平成 11 年度に策定された「新流域整備計画」は、時間雨量 69mm（概ね 1/10 年超過確率）として、流域（115 m³/s）と河川（955 m³/s）の分担量を定め、麻機遊水池第 1 工区、大内遊水池の整備、大谷川放水路の護床工整備、さらに流域内の雨水貯留による流出抑制対策の整備により、巴川の治水計画は段階的に着実な整備を進めてきた。	昭和 57 年度に策定された「巴川流域整備計画」は、流域の開発と調整を図った総合的な治水対策で、河川改修、放水路、遊水地の整備促進や雨水貯留浸透施設の設置や適正な土地利用の誘導などによる流域の保水・遊水機能の保持などによる治水安全度の確保を掲げたものである。 同計画の整備水準は時間雨量 58mm（概ね 1/5 年超過確率）の降雨に対する安全度の確保を目標に、想定される流域全体での処理すべき対象流量に対して、河道や遊水地などの河川施設が処理する流量流域（河川分担流量）と地形特性などを考慮して設定した遊水地域や保水地域で一時的に雨水を貯留する流域対策量（流域分担流量）を定め、治水事業を計画的に実施し完了した。 さらに、平成 11 年度に策定された「新流域整備計画」では、時間雨量 69mm（概ね 1/10 年超過確率）に整備目標をあげて、計画対象流量（1070 m³/s）に対して、河川分担流量（955 m³/s）と流域分担量（115 m³/s）を定めた。これに基づき、麻機遊水池第 1 工区、大内遊水池の整備、大谷川放水路の護床工整備、さらには雨水貯留施設による流出抑制対策（保水地域での目標貯留総量 86 万 m³）を進め、巴川の治水計画は段階的に着実な整備を進めている。	表 2-2 表記に関わる説明を一部追加
大内遊水地の自然環境の保全及び再生	63 ページ 7 行目～追記	委員会での指摘を踏まえ修正、追記。	（該当文章なし）	平成 19 年度に治水施設としての整備が完了した大内遊水地でも、地域の創出された貴重な水辺空間として利活用が図られ、良好な自然環境が形成されるよう地域住民や市民団体との協働により適切な管理に努めている。	
	76 ページ 11 行目～追記		また、麻機遊水地での湿地環境の保全等に関わる自然再生の取り組みが市民に十分に認知され、 <u>河川環境の保全に関する取り組みが流域はもとより</u> 県下へ広がっていくよう遊水地の価値や自然再生の諸活動に関わる情報の発信に努める。	また、麻機遊水地での湿地環境の保全等に関わる自然再生の取り組みが市民に十分に認知され、河川環境の保全に関する取り組みが大内遊水地をはじめとした流域はもとより県下へ広がっていくよう遊水地の価値や自然再生の諸活動に関わる情報の発信に努める。	
	76 ページ 16 行目～追記		（該当文章なし）	大内遊水地においても、地域住民や市民団体との協働によって良好な水辺環境が創出され、継続的に維持されていく仕組みづくりについて検討する。	
本文修正	● 全般	文章の修正（推敲） 文章の句読点等の確認		別途、推敲	